

2023 年 9 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF)議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議が、2023 年 9 月 28 日に英国 (ロンドン) で開催された 1 。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2023 年 9 月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー	
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko	
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Nishan Fernando他	
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長、山口常勤委員	
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen	
韓国会計基準委員会(KASB)	Han Yi 他	
エフラグ (EFRAG)	Sebastién Harushimana他	
フランス国家会計基準局 (ANC)	Robert Ophèle他	
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich	
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace他	
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Carlos Valle 他	
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capisciolto他	
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker他	

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長(ASAF の議長)、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。



2023 年 9 月 ASAF 会議の議題

議題	予定	実際	参照
	時間	時間	ページ
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	10分	3
料金規制対象活動	105分	70 分	4
電力購入契約	90 分	95 分	7
持分法	90 分	35 分	11
基本財務諸表	15 分	20 分	13
IAS 第12号 第2の柱モデルルール―導入状況の共有	75 分	30 分	15

今後の日程(予定)

2023年12月4日及び5日 (ロンドン IASB)

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会、料金規制会計専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会において検討を行った。



II. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

- 3. 本セッションでは、国際会計基準審議会 (IASB) のプロジェクトの近況報告と、2023 年 12 月 4 日及び 5 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
- 4. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
 - (1) 基本財務諸表
 - (2) (財務諸表における) 気候関連リスク²

ASAF会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 採掘活動プロジェクトについては、今後の ASAF 会議で議論する予定はあるか確認させていただきたい。
- (2) ((1)の発言に関して) 9 月の IASB ボード会議でプロジェクトを中止する暫定決定 が行われたため、ASAF 会議で議論する予定はない。(IASB Barckow 議長)
- (3) 電力購入契約プロジェクトについては、どのような事実パターンがあるかをまとめている段階であり、本日の議論に加えて、今後の ASAF 会議で継続して議論が必要と考えられる。

 $^{^2}$ プロジェクト名は、2023 年 9 月の IASB ボード会議において「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に改称された。



III. 料金規制対象活動

議題の概要

- 6. IASB は 2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」(以下「ED」という。)を 公表した(コメント期限: 2021 年 7 月 30 日)。IASB は 2021 年 10 月以降、ED に対して寄 せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、IASB から本プロ ジェクトのタイムライン及び再審議の現況が報告され、ASAF メンバーからの意見が求め られている。
- 7. ASAFメンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 合計許容報酬、認識、認識の中止及び測定に関して、2023 年第 1 四半期から第 2 四半期に行われた暫定決定が、ASAF メンバーの法域内における利害関係者から寄せられたフィードバックに対応するうえで役立つものであるかどうか。

ASAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(本プロジェクトのタイムライン)

- (1) 本プロジェクトのタイムラインでは、最終基準の公表が 2025 年後半とされているが、我々の想定よりも時間を要しており、その背景を確認したい。仮に基準書の最終化までに多くの論点を議論する必要があるのであれば、IASB は更新した提案を再公開することになるのではないかと考えられる。また、基準書の最終化に時間を要することを考慮して、最終基準の発効日が当初 ED で提案されていた発行日の 18 か月から 24 か月後よりも早くなる可能性があるのか確認したい。(ASBJ)
- (2) ((1)の発言に関して)基準書の最終化までに、今後、「測定」や「表示及び開示」などのトピックを再審議する必要があることや、各法域の規制を理解するためにリサーチや分析を行う必要があることを踏まえたタイムラインである。モデルに関してあらゆる側面を再審議することは珍しいことではなく、EDから提案を変更したとしても提案の再公開が必要とは限らない。再公開の要否は、再審議が完了した段階でEDに加えた変更の全容を確認した上で決定する。また、基準書の最終化の際には、発効日だけではなく早期適用を認めるかどうかも検討予定である。(IASBスタッフ)

(合計許容報酬)



- (3) 合計許容報酬に関する暫定決定を概ね支持する。
- (4) 実務における履行インセンティブの取決めの複雑性や多様性を考慮し、一般的なタイプの履行インセンティブについて追加的なガイダンスや例示の提供を提案する意見が利害関係者から聞かれている。

(認識)

(5) 認識に関する暫定決定を概ね支持する。

認識の閾値について

- (6) 利害関係者から、認識の閾値である「存在する可能性の方が高い」(more likely than not) の判断に関するガイダンスの追加を提案する意見が聞かれている。また、財務 諸表の公表承認後に決定される規制上のベンチマークに関して、測定に重大な不確 実性がない場合でも、規制機関がベンチマークを決定した時点で規制資産又は規制 負債を認識すべきなのか疑問が聞かれている。
- (7) 本基準書は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)を補完するものであるが、IFRS 第 15 号の変動対価の見積りの制限のように、「可能性が非常に高い」(highly probable)を閾値として使用していない点について、利害関係者から懸念が聞かれている。
- (8) 規制資産と規制負債とで対称的な認識の閾値とする暫定決定を支持する。仮に非対称な認識の閾値とした場合、規制資産及び規制負債をモニタリングするのは困難となる。

強制可能性及び認識について

- (9) 強制可能性の評価に関する暫定決定について、IASB のいう単一(規制資産又は規制 負債レベル)の評価が意味するところや、なぜ2段階(規制上の合意レベル、規制 資産又は規制負債レベル)の評価よりも単一の評価が望ましいのかという点につい て、さらなる明確化が必要と考えている。
- (10) 規制上の合意が成熟していない、あるいは過去に政治的な干渉があったために規制 上の合意がどのように運用されるのかわからない場合に、強制可能性の評価をどの ように行えばよいのか懸念する意見が聞かれている。
- (11) 規制上の合意においては、企業と規制機関とが非常に特殊な関係にあり、IFRS 第15



号における顧客との契約の文脈で想定される強制可能性ほど評価が簡単ではない可能性がある。そのため、強制可能性の評価に関するガイダンスが実務において役立つと考える。

当初認識の時期について

(12) 規制期間と報告期間が異なる場合や期中財務報告の場合に当初認識の時期をどのように考えればよいのか疑問である。

(認識の中止)

(13) 認識の中止の要求事項を設けることを支持しない。認識の中止は、認識の要求事項を満たさなくなった時に行うものであり、認識の要求事項の裏返しとなるべきである。

(測定)

(14) ED の提案は、測定に関する具体的な記述があまりなく、法域内の GAAP や法令等に基づいて対応しなければならなくなる可能性がある。



IV. 電力購入契約

議題の概要

- 9. 本セッションでは、2023 年 7 月の IASB ボード会議において作業計画に追加することが 暫定決定された「電力購入契約」プロジェクトに関して、IASB スタッフから当該プロジェクトのアップデートが提供され、対象となる事象の広がり、財務諸表への影響及び予備的な技術的見解について、ASAF メンバーに意見が求められた。
- 10. ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。
 - (1) 広がりに関して、電力購入契約(以下「PPA」という。)の会計処理は、財務諸表に重要な影響を及ぼす(又は影響を及ぼすことが予想される)広範な問題であるか。
 - ① 各法域において PPA は普及している又は一般的であるか。普及している又は一般的である場合、その性質はどのようなものか。
 - ② PPA が財務諸表に与えることが予想される影響はどのようなものか。次の事項についても考慮していただきたい。
 - ア. PPA が財務諸表にどのような影響を与えるか。
 - イ. PPA の影響がまだ財務諸表に表れていないとしたら、それはなぜか。また、 その影響はいつより明らかになると予想されるか。
 - (2) 範囲に関して、他の契約や取引に関する現行の実務を混乱させることなく、潜在的な解決策を線引きすることは可能であるか。
 - ① 潜在的な狭い範囲の修正の範囲をどのように決定すべきと考えるか。例えば、次のようなものに当該潜在的な修正を適用することが考えられる。
 - ア. 特定の特徴を有する基礎となる項目
 - イ、PPA
 - ウ. 再生可能エネルギー契約
 - ② 仮に、基礎となる項目の特徴に基づいて範囲を決定する場合、どのような特徴を 用いることを提案するか、またその理由は何か。

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。



(全般事項)

- (1) PPA が明確に定義されていないために混乱が生じている。フィジカル PPA なのかバーチャル PPA なのかについても区別することが困難である。基準設定を行うのであれば、PPA という用語の一貫した定義が最初に必要であり、共通の認識に基づいて対象とする経済事象に着目した慎重な線引きを検討すべきである。(ASBJ 他)
- (2) ((1)の発言に関して)基準設定に関して、検討すべき母集団は何か、個々の事実パターンはどのようなものか、それは IASB が解決すべき問題であり解決できるものであるか、また解決するにあたり効率的かつ効果的な方法があるか、といった順序で検討していく必要がある。(IASB Barckow 議長)

(広がりに関して)

PPA は普及している又は一般的であるか

- (3) PPA が明確に定義されていないため回答が難しい。法域内では、アジェンダ・ペーパーで示された PPA は存在しないが、PPA は存在するという回答を得ている。アジェンダ・ペーパーで示されたフィジカル PPA の取引において、複数の当事者が間に入るケースが見られており、このようなケースをどのように分類するか困難である。(ASBJ)
- (4) フィジカル PPA やバーチャル PPA は急速に普及してきている。
- (5) フィジカル PPA、バーチャル PPA のいずれも多くみられており、取引の類型化と金額 的な影響の把握を進めている。また、海外に投資する企業より、他国でも類似の取引 がみられる旨が報告されている。
- (6) このような取引が一般的である法域と一般的ではない法域がある。また、一部の法域では、将来的に一般的となることが予想されるとの意見が聞かれている。
- (7) 我々の法域において、電力市場は閉鎖的であり数年前までは一般的ではなかったが、 電力市場に参入する企業の増加とともに PPA の会計処理に関する課題が生じ始めて いる。
- (8) 我々の法域では、国有企業の子会社を通じた電力の提供が一般的であるため、フィジカル PPA に類似する契約が一部見受けられはするが、稀である。
- (9) 我々の法域において PPA は一般的ではない。



財務諸表に与える影響

- (10) 多くの場合、デリバティブとして会計処理されていると考えられる。ただし、無形資産として会計処理されている場合も見受けられる。
- (11) フィジカル PPA に関して、多くの場合は未履行契約として会計処理されているが、 一部には余剰が生じる契約が存在しており、このような契約について自己使用の例 外規定に関する問題が生じている。バーチャル PPA はデリバティブとして会計処理 されており、国境を超えた契約に関してヘッジ会計を適用することは難しい。
- (12) ((11)の発言に関して) 余剰が生じる契約は電力市場以外でも存在している。自己 使用の例外規定の適用は狭く限定したうえで、この例外規定を適用する根拠を見つけることが解決策の一部である。(IASB Barckow 議長)
- (13) フィジカル PPA に関して、一部の法域ではグロス・プール市場とネット・プール市場がともに存在しており、市場構造の違いにより異なる会計処理がなされている。また、このような取引をデリバティブとして会計処理することは経済実態を反映していないとの意見が聞かれている。
- (14) 会計処理には多様性があり、リース、未履行契約、デリバティブの 3 つの異なる会計処理が行われている。バーチャル PPA をヘッジ手段として利用することは、ヘッジ対象に信用リスクや数量リスクが含まれるため難しいと考えている。
- (15) 多くの場合、リースとして会計処理されている。
- (16) 購入した電力の一部を第三者に売却する権限を買手に付与する契約は一般的ではないが、このような契約をデリバティブとして会計処理するか、又は未履行契約として会計処理するかに関する明確なガイダンスを定める必要がある。
- (17) 我々の法域では電力の売買に特化したガイダンスを提供しており、IASB における今後の議論に有益であると考える。
- (18) PPA は長期の契約であるが長期にわたるため、2023 年度の財務諸表への短期的な影響のみを考慮するのではなく、長期的な影響についても考慮すべきである。

(プロジェクトの方向性と範囲について)

(19) フィジカル PPA とバーチャル PPA は、取引への参加者が異なるだけであり、経済的 な観点からは根本的に異なるものではない。したがって、合わせて検討することが



合理的であり、一貫した見解を出すべきである。(ASB.J 他)

- (20) ((19)の発言に関して) 2023 年 7 月の IASB ボード会議では、フィジカル PPA とバーチャル PPA の両方を検討する優先順位の高いリサーチ・プロジェクトを進めることを決めたが、現時点でフィジカル PPA とバーチャル PPA を区別するかどうかは決めていない。(IASB 理事)
- (21) フィジカル PPA について迅速に対応すべきである。
- (22) 我々の法域では、将来の電力価格をヘッジしたいという強いニーズがあるものの、 ヘッジ会計が適用できないことが指摘されている。デリバティブの定義を変更する ことは意図しない結果をもたらす可能性があるため、例外的に電力売買に関連する 取引に範囲を限定し、その限定した範囲について対処するといった対応を検討して もよいと考える。(ASBJ)
- (23) 再生可能エネルギーに関する課題を解決するのであれば、再生可能エネルギーに関する契約自体の特徴やその特徴の要因に着目すべきである。特定の取引に例外規定を設けることは、意図しない結果を招く可能性が高い。
- (24) 電力も近い将来に経済的に貯蔵できるようになる可能性があるため、貯蔵可能性という特徴で範囲を設定することは適切ではない。
- (25) 新たな例外規定を設けることは、なぜその例外規定を定めるのかを正当化する必要があるため非常に困難である。
- (26) デリバティブの定義は変更すべきではない。
- (27) プロジェクトの範囲を検討することは時期早々である。

(その他の意見)

- (28) 我々の法域では、PPA は政策の一部に組み込まれ経済成長に影響を与えるものであるため、PPA に関する会計上の課題は非常に深刻であり緊急を要するものである。
- (29) PPA と関連する再生可能エネルギー証書を区分して会計処理する必要があるかどう かも検討する必要がある。
- (30) このような取引が国境を超えて行われるようになり、異なる通貨が使用される場合には、その評価や測定に関する課題が生じる可能性がある。



V. 持分法

議題の概要

- 12. 本セッションでは、2023 年 9 月 21 日に開催された IASB ボード会議で議論された次の事項について、議論がなされた。
 - (1) 個別財務諸表における子会社への投資に持分法を選択する場合に、持分法プロジェクトにおける IASB の暫定決定を適用するか。IASB スタッフからは、以下の2つの案が提示された。
 - ① 代替案1:暫定決定を反映した IAS 第28号を適用する。
 - ② 代替案 2: 暫定決定を反映した IAS 第 28 号を適用するが、親子会社間の取引から生じる利得又は損失を制限する要求事項を追加する。
 - (2) 共同支配企業に対する投資に適用される持分法に、持分法プロジェクトにおける IASB の暫定決定を適用するという IASB スタッフの提案

ASAF 会議での議論の概要

13. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(個別財務諸表における子会社への投資に持分法を選択する場合に、持分法プロジェクトにおける IASB の暫定決定を適用するか)

- (1) 我が国は、2021年9月に持分法は少数の例外を除いて原則として一行連結と整合させるべきであるという見解を公表している。この見解によれば、関連会社の投資から生じる利得又は損失は非関連投資者の範囲に制限されるべきと考える。(ASBJ)
- (2) 一部の利害関係者からは、バーゲンパーチェスの場合に取得原価と追加持分の差額 が利益として認識されるという暫定決定及び投資者と被投資者間のすべての取引に ついて、利得又は損失を認識するという暫定決定について懸念が聞かれている。
- (3) 現行の持分法の会計処理を変更すべきではない。
- (4) 我々の法域では、個別財務諸表で持分法を適用する実務が広く普及しているため、 個別財務諸表に適用される持分法の変更を進めることは支持しない。関連会社との すべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという持分法プロジェクトの暫 定決定を適用することは、親会社の個別財務諸表の投資先の帳簿価額と連結財務諸 表上の投資先の純資産の差異を拡大することになり、ステークホルダー及び経営者



の意思決定に影響を与えることになる。

- (5) 2つの異なる持分法という選択肢を持つべきではないと考える。
- (6) 関連会社とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという持分法プロジェクトの暫定決定は、現行の実務と異なるため、実務上の議論を引き起こす可能性がある。この点が十分に議論されていない中で、個別財務諸表に適用される持分法への当該暫定決定の適用についての結論を出すべきでない。
- (7) 我々の法域では、個別財務諸表における子会社に対する投資に持分法を用いる方法 はあまり普及していない。
- (8) 公開草案では、投資者と被投資者間のすべての取引について、利得又は損失を認識するという持分法プロジェクトの暫定決定に対する意見、及び持分法プロジェクトの範囲外である IAS 第 27 号「個別財務諸表」の持分法にも持分法プロジェクトの暫定決定を適用するかについて意見を募集することになると考える。(IASB 理事)

(共同支配企業に対する投資に持分法プロジェクトにおける IASB の暫定決定を適用するか)

(9) IASB の提案に賛成する。(ASBJ 他)

(総括)

(10) 持分法プロジェクトの暫定決定について、共同支配企業に対する投資への適用には 賛成意見が多いようだが、個別財務諸表における子会社への投資に持分法を適用す る場合には、より多くの課題があると理解した。(IASB スタッフ)



VI. 基本財務諸表

議題の概要

- 14. アジェンダ・ペーパー5 に記載の以下の質問に沿って、意見交換が行われた。
 - (1) 所属法域内において、企業が財務諸表上で複数の比較対象期間の比較情報を提供することを要求する法律や規制(以下「法規制」という。) はあるか。
 - (2) 上記(1)の法規制は、新しい IFRS 会計基準を適用する際に、企業が単年のみの比較情報を提供することを認めているか。

ASAF 会議での議論の概要

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域の法規制では、企業に対して財務諸表上で複数の比較対象期間の比較情報 を提供することを要求していない。財務諸表外では5期分(4期分の比較情報)の財 務情報の概要と KPI のトレンドを示すことが要求されているが、関連法規では、過年 度の情報で調整が必要な場合、直近の1期分のみ行うことを要求している。(ASBI)
- (2) 我々の法域の法規制では、ロング・フォーム目論見書を必要とする場合に複数の比較情報を要求しているが、こうしたケースは通常は IPO の場合のみである。IPO を行う場合、2 期分の比較情報が要求され、これに対する免除はない。
- (3) 我々の法域の法規制では、新規に IPO を行う場合や、IFRS 会計基準を適用する場合などを除き、1 期分の比較情報のみが要求される。なお、新規 IPO 時には 3 期分の財務情報の提供が要求される。
- (4) 我々の法域の法規制では、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書は2期分の比較情報、貸借対照表は1期分の比較情報を要求している。これらはUS GAAP に従う一部の小規模な報告会社については、例外的に免除されるが、IFRS 適用企業は免除対象外となる。また、会計基準が1期分のみ遡及適用することを明示的に要求している場合、遡及修正する期間は1期のみであり、すべての期間を遡及することにはならないと理解している。
- (5) 我々の法域の法規制では、上場企業は、規制当局に事業報告書を提出することが義務づけられており、3期分(2期分の比較情報)の要約財務情報を比較形式で記載しなければならない。ただし、注記について、この義務はないため1期分の比較情報



のみの提供とすることも可能である。



VII. IAS 第 12 号 第 2 の柱モデルルール—導入状況の共有

議題の概要

16. 本セッションでは、経済協力開発機構 (OECD) が公表した第 2 の柱モデルルールの導入 状況等に関して、企業会計基準委員会 (ASBJ) とエフラグ (EFRAG) から、それぞれプレ ゼンテーションがなされた。

(ASBJ のプレゼンテーション)

17. ASBJ は、日本における第2の柱モデルルールの導入状況及び日本基準の開発の状況に関して、アジェンダ・ペーパー6Aに沿って次のとおり説明した。

第2の柱モデルルールの導入状況

(1) OECD の第 2 の柱モデルルールに基づく所得合算ルール (以下「IIR」という。) を導入する改正法人税法が 2023 年 3 月に制定された。当該法律の発効日は 2024 年 4 月 1 日である。IIR 以外のルールについては、2024 年 3 月の法制化が予定されている。

日本基準の開発状況

- (2) ASBJ は、ASBJ がさらなるガイダンスを公表するまでの間、繰延税金の会計処理を行う際に第 2 の柱モデルルールを導入する改正税法の影響を考慮しないことを企業に要求する基準を、2023 年 3 月に公表した。
- (3) 繰延税金に関する当面の取扱いに加えて、以下の論点を議論している。
 - ① 当期税金の会計処理
 - ② 親会社の非連結財務諸表におけるトップアップ税の取扱い

(EFRAG のプレゼンテーション)

18. EFRAG は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)における第2の柱モデルルールの導入状況及び IAS 第12号「法人所得税」(以下「IAS 第12号」という。)のエンドースメントの状況に関して、アジェンダ・ペーパー6Bに沿って次のとおり説明した。

第2の柱モデルルールの導入状況

(1) 2022 年 12 月 22 日、欧州委員会は、第 2 の柱モデルルールで定められた課税水準(基準税率 15%)を確保する EU 指令を公表した。一部の EU 小国を除き、EEA 加盟国は 2023 年 12 月 31 日までに当該指令に基づいて国内法を制定することとなっている。



(2) IIR は、2023 年 12 月 31 日以降に開始する事業年度に適用される。軽課税支払ルール(以下「UTPR」という。)は、原則として、2024 年 12 月 31 日以降に開始する事業年度に適用される。

IAS 第 12 号の修正のエンドースメントの状況

- (3) IAS 第 12 号の修正のエンドースメントのプロセスは、IASB による公表直後より開始 され、2023 年 10 月末までに最終化される予定である。
- 19. ASBJ 及び EFRAG のプレゼンテーションでは、ASAF メンバーに対する具体的な質問事項は 設けられておらず、プレゼンテーションの内容等に基づいて議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

20. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(ASBJ のプレゼンテーションに対する発言)

- (1) 当期税金の会計処理について、当年度の見積額と翌年度以降に申告及び納付された金額に大きな差異が生じた場合、会計上の誤謬ではなく時の経過とともに入手可能な情報が変化したことに伴う見積りの変更として反映させるものと考えている。また、非上場企業に適用されるローカル GAAP において、トップアップ税の納付年度に当該税額を法人所得税として認識することができるという例外を設けた。また、親会社等の非連結財務諸表におけるトップアップ税の区分について、当該企業の利益から生じたものではないことから、概念的には法人所得税に該当しないものの、営業外費用ではなく、法人所得税として表示する方が有用な情報になると考えられる。
- (2) 我々は、ローカル GAAP を適用して作成する非連結財務諸表においてトップアップ税が法人所得税の一部分なのかどうかという点に議論があったものの、結論を出さずに議論を取り止めた。

(EFRAG のプレゼンテーションに対する発言)

- (3) IAS 第12号の修正の早期適用を希望する企業はなかったか確認したい。
- (4) ((3)の発言に関して) IAS 第 12 号の修正の早期適用を望む企業はあったが、エンドースメントのプロセスが完了するまでは不可能である。当該修正が発効するまでの経過的な取扱いとして、いくつかのガイダンスが公表されている。
- (5) 税制の法制化に関して、我々の法域も同様の状況にある。法案が提出されており、



2023 年 12 月 31 日以降に開始する事業年度から適用される見込みである。トップアップ税について、適用初年度は、実際に税金を支払うことになる 18 か月以上前に見積りを行うことになるため、見積りに幅があり、より多くの情報が入手できるようになれば、見積りが修正されることになると考えている。

(6) 我々の法域では、IIRと国内ミニマム課税(QDMTT)の両方が2023年6月28日に実質的に法制化され、2023年12月31日以降に開始する事業年度に適用される。UTPRは今後法制化される予定である。我々は、IASBが公表したIAS第12号の修正を2023年7月19日にエンドースメントした。

(その他)

(7) 我々の法域では、ローカル GAAP でも IAS 第 12 号の修正と同様に、繰延税金の認識 の免除規定を提案している。また、企業結合があった場合の帳簿価額の取扱いなど、 第2の柱モデルルールに関する税制の適用にあたって実務上論点となる項目があり、 それらの取扱いについて、今後、法域内で議論をしなければならないと考えている。

以上